

## 第6章 留学(含 単位認定・継続履修)

本学には、海外の協定校への長期留学や短期留学等、さまざまな留学制度があります。留学には「交換・推薦留学」と「認定留学」があります。留学制度によって、手続き方法、在学年限への算入の可否、本学および留学先大学への納付金等が異なります。留学を考えている場合は、国際センターに相談し、留学制度等をよく確認し、準備を進める必要があります。留学先で修得した単位の扱いや本学での履修計画についても、所属学科や教務課に相談し、確認しておくことが大切です。長期留学説明会は4月と9月に行われます。また、前年度留学していた学生による「帰国報告会」を開催しますので参考にしてください。長期留学の準備にはさまざまな手続きがあり、早めに各種手続きを進めていく必要がありますので、国際センターで配布している『長期留学の手引き』をよく読み、質問、相談がある場合には国際センターに問い合わせ、各自の責任において、しっかり準備をするようにしてください。また夏期休暇中に開催している短期留学の詳細は国際センター配布冊子の『短期留学募集要項』を参照してください。

### 1. 交換・推薦留学

本学の協定校に長期留学する留学制度を「交換・推薦留学」といい、学内選考が行われます。詳細については、国際センター配布の『長期留学の手引き』を参照してください。

#### ●単位

長期留学中の修得単位の一部は、教授会の議を経て本学の卒業所要単位として認められます。

#### ●留学期間と在籍

長期留学期間は協定校により異なりますが、半年～1年でです。1年以内の留学期間は本学の在学年数に算入することができます。特に必要と認められた場合には、引き続き1年に限り留学期間を延長することができますが、2年目は休学扱いとなります。

4年次に留学期間がかかる場合は、pp.36-37を参照してください。

#### ●学生納付金

『長期留学の手引き』を参照してください。

#### ●出願方法および審査

長期留学希望者の募集については国際センター掲示板により通知します。長期留学希望者は期日までに出願書類を国際センターに提出してください。書類審査および面接審査による学内選考を経て、留学者が確定します。

#### <協定大学一覧>

交換	韓国カトリック大学	韓国
	ソウル女子大学	
	輔仁大学	台湾
	文藻外語大学	
	国立東洋言語文化大学 (INALCO)	フランス
	ヴェルツブルク大学	ドイツ
	モントリオール大学	カナダ
ラバル大学		
推薦	サンタクララ大学	アメリカ
	シアトル大学	
	マンハッタンビル大学	
	サンフランシスコ大学	
	カリフォルニア大学デイビス校	
	マギル大学	カナダ
	オーストラリア・カトリック大学	オーストラリア
	ローハンプトン大学	イギリス
	リーズ・トリニティ大学	
	パリ・カトリック大学	フランス
	リヨン・カトリック大学	
ボン大学	ドイツ	
サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学	スペイン	

#### ●出願条件

長期留学希望者は、出願にあたり次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 本学に1年以上在学し、かつ2年次生以上であること
- (2) 2年次で出願する場合、出願時に30単位以上の卒業所要単位数を修得済みであること  
また、留学開始までに64単位以上を修得見込であること  
3年次で出願する場合、出願時に64単位以上の卒業所要単位数を修得済みであること  
また、長期留学開始までに98単位以上を修得見込であること
- (3) 心身ともに健康であること
- (4) 下記のとおり規定の外国語能力があること

英語圏：TOEFL-iBT (Internet Based Test) 79点以上、IELTS6.0以上、又は、TOEFL-ITP (学内ペーパーテスト) 550点以上取得済み

※学内留学審査合格後、各大学に出願する際は、各大学の応募資格を満たしたTOEFL-iBT、又は、IELTSのスコアが必要になります。スコアを満たさない場合は、留学が取り消しになります。

フランス語圏：中級程度(本学の「1年フランス語」(文法・オラルを含む) 修了程度)

- ドイツ語圏 : 中級程度(本学の「1年ドイツ語」(文法・オラルを含む) 修了程度)
- スペイン語圏 : 中級程度(本学の「1年スペイン語」(文法・オラルを含む) 修了程度)
- 韓国語圏 : 中級程度(本学の「1年韓国語」(文法・オラルを含む) 修了程度)
- 中国語圏 : 中級程度(本学の「1年中国語」(文法・オラルを含む) 修了程度)

※各大学の応募資格は、4月に発行される『長期留学の手引き』(国際センター配布)を参照してください。

### ●出願・審査日程

出発時期にあわせて留学する約1年前の6月、10月に行われます。応募状況などにより春・秋留学の二次募集があります。

審査は留学目的、外国語能力、学業成績を基準に書類と面接で行われます。

日程の詳細は『長期留学の手引き』、国際センター掲示板をご覧ください。

## 2. 認定留学

協定校以外の大学に長期留学する場合、事前に本学に願い出て承認を得られれば、在学資格を保持したまま留学し、修得単位の一部を本学の卒業所要単位に算入することができます。この制度を「認定留学」といいます。

### ●単位

留学中の修得単位の一部は、教授会の議を経て本学の卒業所要単位として認められます。

### ●留学期間と在籍

1年以内の留学期間は本学での在学年数に算入することができます。特に必要と認められた場合には、引き続き1年に限り留学期間を延長することができますが、2年目は休学扱いとなります。

### ●学生納付金

『長期留学の手引き』を参照してください。

### ●出願方法および審査

認定留学を希望する場合、留学先への手続きは留学希望者本人が行います。本学への認定留学の申請手続きは国際センターで行ってください。所属学科の審査および語学審査による学内選考を経て、認定留学が許可されます。

### ●留学先大学

学生が認定留学の留学先として申請できる大学は次の条件を満たす大学です。

- (1) 学位授与権を有する大学
  - (2) 成績証明書を本学に直接送ることができる大学
  - (3) 外国人のための外国語習得コースではなく、学科もしくは学部の授業を履修して単位を修得することができる大学
- ※語学の習得を目的とする留学は、認定留学として認められませんので、大学付属語学校および民間の語学校は対象となりません。

### ●出願資格

留学希望者は、出願にあたり次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 本学に1年以上在学し、かつ2年次生以上であること
- (2) 2年次で出願する場合、出願時に30単位以上の卒業所要単位数を修得済みであること  
また、留学開始までに64単位以上修得見込であること  
3年次で出願する場合、出願時に64単位以上の卒業所要単位数を修得済みであること  
また、留学開始までに98単位以上を修得見込であること
- (3) 留学先大学の入学許可を得ていること
- (4) 外国語能力が留学先大学の指定するレベルに達していること
- (5) 心身ともに健康であること

### ●出願・審査日程

提出期限：前期からの留学を希望する場合  
前年度12月を目安とする  
後期からの留学を希望する場合  
留学年度5月を目安とする

提出場所：国際センター

※詳細については、国際センターに相談してください。

## 3. 短期留学

短期留学についての詳細は、国際センター配布の『短期留学募集要項』を参照してください。

### ▼2019年度短期留学予定校

①カリフォルニア大学デイビス校	アメリカ
②サセックス大学	イギリス
③ブリティッシュ・コロンビア大学	カナダ
④マギル大学	
⑤韓国カトリック大学	韓国
⑥ソウル女子大学	
⑦輔仁大学	台湾
⑧ボン大学	ドイツ
⑨パリ・カトリック大学	フランス
⑩リヨン・カトリック大学	
⑪サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学	スペイン

## 4. 単位認定

### (1) 交換・推薦および認定留学の場合

交換・推薦留学および認定留学によって、海外の大学等で修得した単位は、単位認定願によりその一部について、教授会の議を経て、本学の卒業所要単位として認定されます。帰国後速やかに国際センターに帰国を報告し、教務課で単位認定のための手続きを行ってください。ただし、卒業所要単位として読み替えるのは、「キリスト教学Ⅱ」、専攻分野の必修および選択必修科目のみです。

なお、認定された科目の分野系列は変更することはできません。認定単位数の上限は30単位です。

### (2) 本学指定の短期留学の場合

本学指定の短期留学に参加し、所定の成績を収めた場合は、教授会の議を経て、本学の卒業所要単位として2単位が認定されます。認定された科目の分野系列は「関連分野」となります。

## 5. 単位認定による科目削除

### (1) 科目読替の認定により、履修の必要がなくなった科目

再履修が認められていない科目については、教務課窓口で随時、科目削除の手続きが必要です。

### (2) 卒業要件単位を満たしたため、履修の必要がなくなった科目

(1) 以外の科目削除の手続きは、履修取消制度を利用してください。(p.25)

## 6. 継続履修

継続履修制度とは、後期から長期留学する学生が、前期履修登録をした通年授業科目の後期部分について、次年度（隔年開講の場合は次々年度）に履修することができる制度です。

ただし、長期留学前に継続履修の申請が受理されていても、留学後に同一科目が開講されていない、授業担当者や講義内容が異なる等の理由で継続履修が認められない場合があります。よく考慮したうえで、履修計画を立てるようにしてください。継続履修を希望する場合は以下を読み、手続きを行ってください。

### ●継続履修願の提出資格

- (1) 通年授業科目を履修登録し、前期の授業に出席していること
- (2) 交換・推薦留学、認定留学、または長期留学のための休学であること
- (3) 留学あるいは休学の期間が当年度後期であるか、または当年度後期から次年度前期まで継続すること

- (4) 当該授業科目担当者と開講学科および所属学科の許可を得ていること

### ●成績評価

継続履修申請が受理された通年科目の成績評価は、前期は通常通り行われますが、後期は評価ができないため、申請年度の最終評価は「継続履修」となります。

継続履修が認められ、後期分の履修を再開すれば、留学前に履修した前期分とあわせた成績評価が後期履修年度の最終評価となります。

### ●留学前の手続き

「継続履修願」を授業担当者、継続履修申請科目の開講学科、所属学科から承認を得て、教務課へ提出してください。手続きは6月上旬から行います。詳細は4月上旬に掲示します。

### ●留学後の手続き

- ・履修登録期間前に継続履修の適用可否をSophie掲示でお知らせします。不明な点などについては教務課窓口でお尋ねください。
- ・継続履修科目はSophieにて、履修登録してください。(前期に在籍している学生のみ)
- ・履修登録確認時に登録内容を必ず確認してください。
- ・後期のみ半期留学の場合、継続履修科目と同時限に置かれている他の前期科目を履修登録することはできません。(時間割重複となる)
- ・継続履修科目の単位も含めて、履修登録上限単位を超えないように履修計画を立ててください。履修期間が半期でも、単位計算上は通年科目として扱われます。

## 7. 長期留学にともなう卒業論文の履修登録について

本学では、留学期間を含めて4年間で卒業できるよう、留学制度を利用した学生を対象に、卒業論文の履修登録を期間外に手続きする制度を2017年度から導入しました。長期留学にともなう卒業論文の履修登録を希望する場合は、事前に所属学科で相談の上、以下を読み、手続きを行ってください。

### ●卒業論文の履修登録について

1. 対象留学期間
  - Ⓐ 学部3年次後期～学部4年次前期（1年間）
  - Ⓑ 学部4年次前期（半年間）
2. 対象留学制度
  - ・交換・推薦留学
  - ・認定留学
3. 卒業論文の履修登録

上記の条件を満たす学生は、所属学科で相談の上、教務課窓口等で必要な手続きを行う。

(下記参照)

※所属学科の卒業論文執筆の要件によっては、上記の登録が認められない場合があります。

事前に所属学科で確認してください。なお本件は、留学期間が1年を超える留学には適用できません。

### ●卒業論文の履修登録方法

留学期間 **A** 学部3年次後期～学部4年次前期(1年間)の場合

3年次		4年次	
前期	後期	前期	後期
	留学		
①履修登録申請 ②メンターの報告 (提出先:教務課)	③計画書の提出 (提出先:指導教員)		④報告書の提出 (提出先:教務課)

#### ①履修登録申請 **留学前**

留学前に所定書式の書類に必要事項を記入し、**教務課**へ提出する。

書類には、所属学科の学科代表委員の教員の承認印を受領する必要がある。

#### ②メンターの報告 **留学前**

学部3年次の前期に卒業論文のメンターを決定し、**教務課**に報告する。

#### ③卒業論文執筆に係わる計画書の提出 **留学中**

留学期間中の「卒論作成計画書」を作成し、学部3年次の年度末までに**指導教員**へ提出する。

#### ④卒業論文執筆に係わる報告書の提出 **帰国後**

留学期間中の「卒論作成報告書」を作成し、帰国後に**教務課**へ提出する。

### ●卒業論文の履修登録方法

留学期間 **B** 学部4年次前期(半年間)の場合

3年次		4年次	
前期	後期	前期	後期
	①履修登録申請 ②メンターの報告 (提出先:教務課) ③計画書の提出 (提出先:指導教員)	留学	④報告書の提出 (提出先:教務課)

#### ①履修登録申請 **留学前**

留学前に所定書式の書類に必要事項を記入し、**教務課**へ提出する。

書類には、所属学科の学科代表委員の教員の承認印を受領する必要がある。

#### ②メンターの報告 **留学前**

学部3年次の前期に卒業論文のメンターを決定し、**教務課**に報告する。

#### ③卒業論文執筆に係わる計画書の提出 **留学前**

留学期間中の「卒論作成計画書」を作成し、学部3年次の年度末までに**指導教員**へ提出する。

#### ④卒業論文執筆に係わる報告書の提出 **帰国後**

留学期間中の「卒論作成報告書」を作成し、帰国後に**教務課**へ提出する。